

企画競争説明書

業務名称：全世界開発途上国における建設工事で遭遇する
特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補
強対策に関する基礎研究（プロジェクト研究）

調達管理番号：23a00773

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサル
タント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する
方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、
技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が
提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことによ
り、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び
貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポ
ーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一
部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。
プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終
的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額 について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出さ
れた場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして
選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意
ください。

2023年12月6日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年12月6日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界開発途上国における建設工事で遭遇する特殊土壌対策及びローカル地盤材料の補強対策に関する基礎研究（プロジェクト研究）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。
(全費目課税)

(4) 契約履行期間（予定）：2024年2月 ～ 2025年4月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を

想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の32%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

資金協力業務部 実施監理第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 12月 12日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 12月 13日 12時
3	質問への回答	2023年 12月 18日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積額本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年 12月 22日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2024年 1月 11日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ① 1) プロポーザル電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納くださ

い。

- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica. go. jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica. go. jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくよう願います）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica. go. jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

9. 契約交渉権者の決定方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当た

っての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています（現時点では、2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象に、試行的な実施を想定）。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」もしくは「JICA」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「全世界開発途上国における建設工事で遭遇する特殊土壌対策及びローカル自然地盤材料の補強対策に関する基礎研究」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

インフラ整備プロジェクトにおいて、土工はコンクリート工、鉄筋工、舗装工などと並ぶ代表的な工種の一つである。その特徴は客土などを除き、現地盤を加工して使用するところにある。加工された現地盤はそのまま上部の構造物を支える基礎として活用されたり、側面（のり面、擁壁等）としてインフラ設置に必要な空間を提供したりしている。

この地盤は材料的には土と呼ばれるが、その形成の過程で様々な特質を有し外部環境の変化に対して特徴的な挙動を示す。特に建設工事において取り扱いの難しいものを総称して「特殊土壌」と呼んでいるが、多くは構造的な要因による早期の劣化とともにその物性に起因して強度不足などが問題となっている。

特殊土壌は世界中の様々な地域に存在しており、国内では経験しないようなものも多く、そのことが開発協力案件におけるインフラ整備等の建設工事で遭遇した時の対策の困難さを増幅している。これまでの資金協力事業において、ブラックコットンソイル、マール、分散性土壌、膨張性粘土などが代表的なものとして取り上げられているが、産出地において様々に呼称されている。またその挙動は一様ではない。

JICAが実施する資金協力事業で遭遇した際には、その事業目的を達成するため暫定的に対策が検討されるが、特に無償資金協力事業では、協力準備調査期間が限定され

ることから、その対策のための本格的な調査研究はおろか体系的なデータの整備なども行われていない現状にある。この結果、施工開始後に大幅な設計変更が発生すると閣議決定額内で事業が完成しない恐れもある。他方、こうした状況に対し、一部、日本国内の大学において、海外の研究機関と協働して研究を進める動きがあり、JICAがJSTと共同で計画・実施している国際科学技術協力（SATREPS）を用いた活動支援も実施されている。特殊土壌は調査設計段階で確認される場合もあるが、施工中に発見されたり、施工後の不具合からその存在が確認されたりする場合もある。いずれのケースも、計画の変更、コストの増大や工程の遅延につながるリスクがある。

また、特殊土壌とは呼称されないが、開発途上国においてその地域に支配的に存在する土壌が建設工事（土工）に適さないケースに遭遇することがある。大洋州等ではサンゴ由来の土質材料など基礎地盤工事に適する地盤材料が存在せず、他島からの移入によるか、環境上好ましくない材料の使用を余儀なくされるケースがある。こうした特定の地域における不適格な地盤材料の利用を可能とする土壌改良技術が求められている。

さらに、熱帯地域で一般的に見られるラテライトは水分管理が重要で地域によって異なる性状を示し使用される条件も異なるが、築堤工事に活用される場合、のり面としての処理が難しい土壌である。早期の自然植生によるのり面の安定が困難で裸面がガリ浸食を受ける状況が散見される。このため維持管理が困難となり路体や上部構造物の耐久性に影響するが、簡易で安価な処理方法が開発されていない。また、海面上昇の影響を受けやすい低湿地等では軟弱地盤対策や冠水対策としてセメント等による地盤改良が施されるが、現地土壌の特性に的確に反応する固化材等の情報が不足しているため、十分な耐久性を有せず、早期に破損している事例が報告されている。

第3条 調査の目的と範囲

本研究は、第2条「調査の背景・経緯」を踏まえ、ODA等の海外建設工事において特殊土壌に遭遇し、対策を講じた事例をその結果と併せて収集・整理し、将来の案件計画段階での注意喚起やその対策の立案に資する基礎研究を行うものである。また、該当地域に支配的に存在する土壌が建設工事に適さないケースでは、地盤改良技術やのり面処理技術の国内外の関係する文献調査を行うとともに大学等の研究機関や工事実施機関に対し、研究開発の取り組み状況、その成果についてヒアリング等調査を行う。これらの調査研究成果をODA事業における特殊土壌等対策マニュアルとして取りまとめ、併せて我が国の地盤改良技術の比較優位を示すことで、「質の高いインフラ輸出」に資する案件形成にも貢献することとする。調査研究内容は英語版も作成し、本内容を広く開発途上国関係者と共有することに努める。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 対象とする特殊土壌等の範囲

本業務で扱う特殊土壌等は第2条「調査の背景・経緯」で述べたように、土工事及び土構造物の構築において、材料としての適性が劣り、強度や耐久性が所与の値に達せず、安定性に欠くため、不使用あるいは改良による使用を余儀なくされる土壌を幅広く指すものとする。具体には以下のようなものがあげられる。

①分散性や膨張性を示すいわゆる特殊土壌と呼ばれているもの

②サンゴ由来の土質材料などその地域に支配的に存する土壌であるため、使用適性に欠けても代用できる材料の確保が困難であるもの

③熱帯地域で見られるラテライトのように改良土や土羽土として使用する際に土質材料としての評価が定まっていないもの

④低湿地帯に建設される道路等の路体路床となる軟弱地盤

建設工事においてこうした土壌に遭遇した場合、①のケースではルートの変更や客土の使用などが検討される。②、④のケースでは代用が困難なため、当該土壌を改良して使用することになる。③のケースではいずれの方法も選択可能である。こうした対応策の選択肢の相違を念頭において、特定の対応ケースに偏りなく、可能な限り幅広い土壌の対応例について調査を進めること。

なお、本業務はあくまで建設工事において遭遇した場合を想定しており、特殊土壌であるがための斜面や傾斜地の防災対策などを取り扱うものではない。

(2) 情報の収集（文献調査及びヒアリング、海外調査）について

国内外での特殊土壌等にかかる技術情報の収集のうち、これまでのODA事業にかかるものについてはJICA図書館から取得できるが、既に判明している主な遭遇例は後述（3.（5）及び、第4（5）参考資料）のとおり。当該事例の資料を多方面から効率的に収集するため、JICAが実施したODA事業については、発注者が過去の特土壌に遭遇した事例をできる限りリスト化し提供するものとする。一方、ODA以外の事業にかかるものは発注者と相談の上、その他の各種文献の検索より取得するものとする。なお詳細な情報については、関係者へのヒアリングにより取得し分析の一助とされたい。地盤改良技術についてはセメント協会等が出版する図書より取得できる。また海外での適用事例などは各種固化材メーカー等の情報が参考となる可能性がある。このほか大学、研究機関における公開資料などに対しても関連情報の探索を行う。

海外調査については上記の（１）①②③④に定めるケースを参考に、資金協力事業の実績のある国を中心として12か国程度の訪問調査を行う。

（３） 報告書の纏め方

本業務の報告書は、不具合の発生から学び、失敗事例は再発防止の重要な研究材料として適切にアーカイブすることを目的とする。英文報告書やマニュアルはこれからのODA事業の適切な実施に資するために、支援対象国や他ドナーと共有するためのものである。地盤改良技術は我が国の比較優位を示すとともに、「質の高いインフラ輸出」に資する案件形成に貢献する。本業務は、日本とは異なる条件下で実施されるODA事業において、その計画調査、設計施工、引き渡し後の維持管理の各局面において適切な対応を可能とするよう、既存の知見を取りまとめてマニュアルとして提供することを目的としている点に留意すること。また、一般に広く利用されることが期待されるため、読みやすい文体、レイアウトとなるよう留意して取りまとめることとする。

第5条 調査の内容

（概要）

本業務は、建設工事において遭遇した特殊土壌等にかかる調査を通じ、開発途上国に存在する特殊土壌等について、計画調査、設計施工、維持管理における留意事項が研究報告書として取りまとめられ、JICA及び事業関係者に知見が共有され、ODA事業の円滑な実施が図られることを目標とする。このため以下6つの成果を達成する。

- ①資金協力事業で遭遇した特殊土壌等対策にかかる情報が分析、整理される。
- ②国内外の特殊土壌等に関する代表的な情報が収集、類型化される。
- ③建設工事における特殊土壌等対策の留意点が、計画調査、設計施工、維持管理のそれぞれのステップにおいて取りまとめられる。
- ④特殊土壌の想定分布図が作成され案件発掘調査時に基礎情報として活用される。
- ⑤ODA事業における特殊土壌等対策マニュアルが作成される。
- ⑥建設工事で遭遇する特殊土壌等の課題が明確化されるとともに、その対策が提言される。

（業務内容）

本業務は主に、本邦での文献調査や識者・実務者へのヒアリング、開発途上国での文献収集や現地調査、関連機関からのヒアリングに分けられる。

(1) 準備作業（インセプション・レポートの作成）

以下の内容を含めたインセプション・レポートを作成し、提出する。提出時期は、契約締結後1ヵ月以内とする。

1) 調査の実施方針

本業務の実施方針として、調査手法や実施工程、各人員の役割分担、作成時点における本業務の留意点、課題設定等を記載する。

2) 文献レビュー及びヒアリング

①文献レビュー

過去に JICA や他援助機関等が実施した ODA 事業（資金協力、SATREPS 等調査研究を含む）で特殊土壌等に遭遇した事例について実施国、期間、概要などにつき調査し、各プロジェクトの完了報告等より、実施上の課題や対策を抽出し整理する。該当部分の特記仕様書のレビュー、施工管理/監理計画書のレビューを行う。なお、JICA が実施した ODA 事業において当該事例に遭遇した場合には、発注者がある程度リスト化し提供したものを基に、文献レビュー及びヒアリング調査を行うものとする。

②関係者ヒアリング

過去に①に該当するプロジェクトに従事した関係者に対してヒアリングを行い、プロジェクトにおける課題や対策などを抽出し、整理する。

③海外調査の準備作業

上記①②で整理した課題に対して、海外現地調査計画を作成するとともに、関連する海外文献調査を実施する。

3) 現地調査（海外調査）

①実施中／済案件での調査

2) ①に該当するプロジェクトを実施した国の実施機関及び関係機関から現況やプロジェクト実施前後の変化についてヒアリング及び現地視察により調査し、課題や対策などを整理する。

②類似事例での調査

①に該当する国及び周辺国において発生した類似事例が存在する場合、それらについてヒアリング及び現地視察により調査し、課題や対策などを整理する。

(2) 本邦における地盤改良技術のとりまとめ

1) 本邦における地盤改良工法の動向

本邦における地盤改良工法について、深層改良、浅層改良、安定処理など施工法に分類し、目的、効果・機能、対象土壌、実績等を整理する。また固化材など地盤改良材料について、開発の歴史、対象土壌、適用事例、使用実績等を整理する。

2) 地盤改良工法及び地盤改良材の海外展開

地盤改良にかかる本邦関係企業やメーカーの海外展開の実績について情報収集し、国内と異なる土壌による課題、研究開発の実績、技術力の優位性、有望な市場、ODA事業への貢献の可能性について取りまとめる²。

3) 地盤改良の計画、調査設計手法

地形、地質情報が十分に蓄積されていない途上国では、特殊土壌等に遭遇するタイミングが初期の計画段階である場合、あるいは施工時に遭遇する場合、さらには維持管理時の不具合からその原因として疑われる場合など様々なケースがある。こうしたケースでは該当する地盤の性状を判定する調査法が必要である。特に途上国では簡易な機器による簡便な調査法が求められる。一例として、本邦では舗装面の観察だけでなく、路盤や路床の構造的な性状把握のための技術開発が進んでいる。特殊土壌等の地盤の性状把握の簡便法としてこうした技術の開発動向を整理する。また、本邦における地盤改良工事の一般的な手順について、計画、調査設計、施工時における留意点とともに整理する³。さらに、地形や地質情報が不十分な途上国における対応策を検討する。

(3) のり面処理技術のとりまとめ

1) 本邦におけるのり面処理技術

盛土工事のにり面に施されるのり面処理工法について、コスト、施工難易度、途上国への適用性等の観点から国内で実施されている一般的な工法について整理する。

2) のり面処理技術の海外展開

² 情報収集の方法や範囲について提案すること。

³ 地盤改良に関するこれまでの知見や経験、実績を提案すること。

途上国において現地発生土で構築された盛土のり面の保護対策として、コスト面から緑化工法が採用されるケースが多い。土壌や種子の現地依存性から国内で蓄積された情報は少ない。国内メーカーがのり面・斜面对策で開発した製品の海外展開を図るケースにおける課題等を整理する。

(4) プロGRESS・レポート①の作成

(1) から (3) で調査した内容をプロGRESS・レポート①として作成し、提出する。主として国内における特殊土壌等対策の関連技術情報の調査を実施しているが、その過程で得られた国際展開等途上国にかかわる情報を整理し、海外調査の検討素材としてまとめること。さらに、(5) 以降の業務の方針や業務工程表、今後の業務の留意点も併せて記載すること。提出期限は、業務開始後6ヵ月とする。

(5) 開発途上国における特殊土壌等対策の調査

ODA 事業が計画、実施されている開発途上国等を対象に、各国の特殊土壌等対策について調査する。この業務の目的は、

- ①各途上国の特殊土壌等の現況を調査し、建設工事で遭遇した場合に活用できるように整理すること
 - ②特殊土壌等対策の現状を把握し、(2) 及び(3) で調査した本邦の関連技術に係るものと比較し、現地に適合する技術を提案すること
 - ③対策マニュアルとしてとりまとめるための各国ごとの留意事項を整理すること
- である。

対象とする国と調査内容は以下を想定している⁴。基本的に各国へ渡航し、政府機関や施工現地業者等にヒアリングすることを想定しているが、受注者がその国の同分野の最新情報を既に持っているのであれば、プロポーザル評価時に加味すると共に経費節約のため渡航しないこととする。また、各国へ渡航する場合には、一度の渡航で複数国に向かう、複数のグループで手分けして情報収集を行う等、時間と経費を最小限にするよう努めること。なお、現地でのヒアリングの際には、本業務の目的や成果について説明し先方からの情報収集を行うが、(2) 及び(3) でとりまとめた日本の特殊土壌等対策技術も説明し、意見交換すること。

【調査対象国候補】

⁴ より相応しい調査対象国があれば、提案すること。

- ・ エチオピア他（ブラックコットンソイル）
- ・ カンボジア、ラオス（分散性土壌（ドラゴンホール））
- ・ インドネシア（膨張性粘土）
- ・ マーシャル諸島、ソロモン諸島（サンゴ由来の土質材料）
- ・ ガーナ、ギニア（ラテライトのり面保護）
- ・ タジキスタン、タンザニア（現地材の安定処理）
- ・ リベリア他（低湿地、軟弱地盤）
- ・ キルギス

【調査内容】

- ・ 渡航前の質問票
- ・ 特殊土壌等の基礎情報（地質的形成、土質的性状、地形的分布等）
- ・ 建設工事で遭遇した事例の詳細情報
- ・ 地盤改良材の適合性

（６）他ドナーによる開発途上国の特殊土壌等対策支援事例の調査

海外渡航調査では JICA 以外の他ドナーによる特殊土壌等対策支援事例の収集に努める。情報が収集できた場合は（５）に準じて取りまとめる。

（７）プログレス・レポート②の作成

（１）から（６）で調査した内容を、プログレス・レポート②として纏め、提出すること。これを踏まえて、受注者の考える今後の ODA 事業における特殊土壌等対策の適切な立案、選択肢の提示、計画・調査・設計、施工段階での留意点の整理を行うこと。また今後の業務の方針や業務工程表、今後の業務の留意点も併せて記載する。提出期限は、全渡航予定国に渡航した 1 ヶ月後とする。

（８）特殊土壌等想定分布図の作成

上記（５）、（６）で得られた情報から、個々の国、地域における特殊土壌等の想定分布図を作成する。作成の際には、ODA 事業等の計画段階での活用、調査・設計方針に寄与するものであることを念頭に作成する。また想定分布図の基礎情報となる地

形・地質図は、公開情報のみを取り扱うことを想定している。想定分布図の作成地域、基図の縮尺等は取得情報の精度、業務の進捗により柔軟に対応する必要がある。

(9) 特殊土壌等対策マニュアルの作成

これまでの業務を踏まえ、ODA 事業等で遭遇する特殊土壌等対策について、計画調査、設計施工の各段階における必要な作業が的確に実施されるよう、これまでの知見、適用可能な技術、留意点等をマニュアルとしてまとめる。その際、本邦技術が開発途上国の自然条件との違い等から現地への適合性が図られるべきことの検討を加える。特に、これまでの不具合事例は、想定外の降雨量や地質・土質との遭遇により発生しているものであることから、計画調査段階における特殊土壌等の把握や対応方針、設計施工段階における適格な対応技術の適用について記述する。マニュアルの構成は以下を想定しているが、業務の進捗によって柔軟に変更することとし、適宜 JICA と相談する。

【主な構成】

- ・ マニュアルの目的と内容
- ・ 過去に建設工事で遭遇した特殊土壌等の事例
- ・ 特殊土壌等の分類
- ・ 計画調査段階における対応
- ・ 設計施工段階における対応
- ・ 特殊土壌等対策技術と適用性
- ・ コンサルタント、施工業者の業務上の留意点
- ・ 維持管理段階における対応
- ・ 本邦技術の現地適合化と課題

(10) JICA の特記仕様書への提言

今後 JICA が発注する建設工事において、特殊土壌等との遭遇が疑われる案件について、組み込むべき項目や文章の提言を行う。対象スキームは無償資金協力事業とし、JICA が発注する協力準備調査の特記仕様書への提言とする。(1) で実施した過去の特記仕様書のレビューを基に、過去の発注書の問題点を示し、それに対する改善策を示すこと。これらの中には、特殊土壌等に起因する本格的な地盤改良の他、盛土のり面の保護対策など、良好な維持管理につながる付帯工事が含まれる。

(11) 特殊土壌対策にかかる本邦技術の海外展開への助言

(2)、(3)の業務を踏まえ、本邦技術の海外展開における有望な地域、分野、課題を整理する。またJICAの資金協力事業以外のスキームによる海外展開の可能性を整理する。特に今般の業務を通じ、技術的視点から本邦技術が具体的にどのようなブレイクスルーをはかることにより、日本の「質の高いインフラ輸出」に寄与できるのかといった視点からの助言を行う。

(12) 専門家（有識者）会合の開催と意見の反映

業務実施に当たっては、研究会の形式で土壌・地盤対策の専門家に意見を聴取する機会を設けること⁵。研究会は、業務開始3ヵ月以内に1回、業務最終段階に当たるドラフトファイナルレポート提出時に1回、計2回実施する。地質・土質や地盤改良工法・材料を専門とし、特に海外における事業に関心のある組織を含め、大学や研究機関、民間会社等から合計10人程度の参加を見込む。具体的な人選については、契約後にJICAと相談しつつ決める。また、研究会参加者に移動費と謝金を支払うことも念頭に置く。移動費は、専門家の勤務地最寄り駅から意見交換会開催場所最寄り駅までを実費精算とする。謝金の金額は、以下の表を参照すること。

表 講師謝金単価表（上限）

（単位：円／時間）（税抜）

業務従事者 (格付)	大学	国家 公務員	地方 公務員	団体/ 民間企業	大卒	日本語	外国語
						<>内は夜間 単価	<>内は夜間 単価
—	学長	事務次官 長官	知事 市町村長	会長 代表役員	—	11,300円 <14,200円>	22,600円 <28,300円>
—	副学長 学部長	局長 部長	副知事 副市町村 及び相当者	役員	—	9,700円 <12,200円>	19,400円 <24,300円>
1号	教授	審議官	局長・部長 及び相当者	部長・次長 及び相当者	卒後22 (20) 年以上	7,900円 <9,900円>	15,800円 <19,800円>
2号	准教授	課長	課長 及び相当者	課長 及び相当者	卒後15 (13) 年以上	6,100円 <7,700円>	12,200円 <15,300円>
3号	講師	課長補佐	課長補佐 及び相当者	課長代理 及び相当者	卒後15 (13) 年未満	5,100円 <6,400円>	10,200円 <12,800円>
—	助教	係長	係長 及び相当者	係長・主任 及び相当者	—	4,600円 <5,800円>	9,200円 <11,500円>

⁵ 専門家の候補者名や会合参加者の選定方法を提案すること。

(13) ドラフトファイナルレポート及びファイナルレポートの作成

調査結果を纏め、ドラフトファイナルレポートとして提出する。特殊土壌等対策マニュアルはファイナルレポートの別冊とする。ドラフトファイナルレポートの提出時期は、プログレス・レポート②の提出後、3ヵ月以内を目途とするが、ファイナルレポートの作成期間が十分に確保されることとする。

また、JICA や (12) の有識者のドラフトファイナルレポートへのコメントを受け、それぞれの内容を反映したものをファイナルレポートとして提出する。ファイナルレポートは、和文と英文を作成すること。なお英文については、和文から英訳する範囲について JICA と相談の上決定する。提出期限は、プログレス・レポート②の提出後、概ね5ヵ月以内とする。

(14) 調査結果にかかる JICA 内発表の支援

ファイナルレポートの内容を踏まえ、JICA 内において調査結果を報告する発表会を実施予定である。JICA と相談のうえ、必要に応じ発表会の日時、参加者の調整、及び発表内容の準備に係る側面支援等を適宜行うこと。また発表会にも出席すること。

第6条 報告書等

(1) 進捗報告に係る成果品

次の報告書等を JICA の指示に従い、成果品として JICA 資金協力業務部に提出する。記載事項及び部数は以下の通り。本契約における成果品は、ファイナルレポートとし、提出期限を 2025 年 4 月 30 日とする。部分払いにおける中間成果品は、以下のドラフトファイナルレポート（提出時期：2025 年 2 月中旬）とする。なお調査期間中、成果品に限らず、各種協議議事録やレポート等を JICA 本部へ都度提出・報告すること。

A) インセプション・レポート

記載事項 : 3. (1) 参照

提出時期 : 契約締結後後 1 ヶ月以内

部数 : 和文 1 部 (簡易製本)

電子化ファイル 1 部

B) プロGRESS・レポート①

記載事項 : 3. (4) 参照

提出時期 : 業務開始後 6 ヶ月以内

部数 : 和文 1 部 (簡易製本)

電子化ファイル 1 部

C) プロGRESS・レポート②

記載事項 : 3. (7) 参照

提出時期 : 全渡航対象国の調査終了後 1 ヶ月以内

部数 : 和文 1 部 (簡易製本)

電子化ファイル 1 部

D) ドラフトファイナルレポート

記載事項 : 3. (13) 参照。報告書本体と別冊マニュアルを提出すること。

提出時期 : プロGRESS・レポート②提出後、3 ヶ月以内を目途

部数 : 和文 5 部 (簡易製本)

電子化ファイル 1 部

E) ファイナルレポート

記載事項 : ドラフトファイナルレポートに対するコメントを受け、必要に応じて各書類に情報・データ・提言を加えたもの。報告書本体と別冊マニュアルを提出すること。また、それぞれ和文と英文を作成すること。

提出時期 : プロGRESS・レポート②提出後、概ね 5 ヶ月以内

部数 : 和文 10 部、英文 10 部

電子化ファイル 1 部、同内容を入れた CD-R5 枚

(2) その他提出物

(ア) 議事録

JICA との協議や各報告書説明、先方政府や本邦関係者等との協議に係る議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA が開催する各種会議における議題、出

席者、質疑応答等について、議事録（A4判、タイピング）案を取りまとめたうえ、会議開催後3営業日以内にJICAに提出する。

（イ） 月報

受注者は、業務従事期間中の業務に関する業務月報を作成し、JICAに提出する。なお様式はコンサルタント業務月報を使用する。

（ウ） 収集資料

業務実施を通して収集した資料及びデータは全て分野別に整理し、収集資料リストを付した上で資料編はCD-R（Windows対応）の形式により、ファイナルレポート提出とともにJICAに提出する。

（エ） その他

その他、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提出する。

（3） 成果品の仕様

最終報告書の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参考すること。その他の報告書の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。

（4） 報告書等作成にあたっての留意事項

- 各報告書は、その内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 各報告書の表紙の裏面には、業務実施時に用いた通貨換算率を記載すること。
- 略語対照表を報告書に添付し、略語の使い方について統一を図ること。
- 報告書が分冊形式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるように工夫を施すこと。
- JICAが開催する各種会議における提出物については、事前に（JICAと合意した日程に）JICAへ提出し、事前説明を行うこと。

- 報告書の作成にあたっては、結果のみでなく、根拠となる基準等、検討過程に関する記述を十分に行うことで、関係者がその内容につき十分に理解を深めた上で、事業計画策定に向けた技術的な検討ができるよう留意すること。

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1：報告書目次案

別紙2：プロポーザルにて得に具体的な提案を求める事項

1. 序論

調査の背景及び目的

2. 過去の特特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策 ODA 事業の調査結果・分析

- (1) 過去の特特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策 ODA 事業の取り纏め（対象国・案件名・スキーム・金額・実概要）
- (2) 過去の特特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策 ODA 事業の傾向・課題の分析
- (3) JICA が発注した特特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策並びに問題発生個所の原因究明の調査における特記仕様書のレビュー結果・分析
- (4) 特特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策並びに問題発生個所の原因究明に係る調査・設計、先方負担事項となる点検・維持管理の調査等にかかる記載内容の課題等
- (5) 特特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策事業の施工管理/監理計画書のレビュー結果・分析
 - (5.1) 資料構成・概要
 - (5.2) 同一工種における各案件での管理/監理方法の違い
 - (5.3) 同じ案件の施工管理に係る書類と施工監理に係る書類の比較（各工種によって管理/監理方法に強弱が無い等）
 - (5.4) 施工段階で設計変更や問題が発生していた場合における計画書等の変更点や元の資料の問題点や改善点の分析

3. 本邦における特特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策技術の調査結果・分析

- (1) 地盤改良技術並びに特特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策の歴史
- (2) ODA 事業で見られた特特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策に有望な本邦技術の現況と開発動向
- (3) 地形・気候条件（設計の前提条件）
- (4) 調査・設計手法
 - (4.1) 調査のフロー・調査方法を決定する基準・調査結果に基づく設計手法の決定方法
 - (4.2) 代表的な地質・気候等の性質、対策工の実施における留意点
 - (4.3) 主な対策工の概要一覧表（各対策工の特徴、選定方法、概算施工費用等）
 - (4.4) 対策施設の点検・維持管理手法
- (5) 施工監理/監理手法
 - (5.1) 管理/監理のフロー・各方法を決定する基準・管理結果の判断基準
 - (5.2) 各工種における管理/監理の方法・頻度

4. 開発途上国の特特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策技術の調査結果・分析

- (1) 特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策の歴史
 - (2) インフラ開発における特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策への言及内容
 - (3) 地形・気候条件（設計の前提条件）
 - (4) 調査・設計手法
 - (4.1) 調査のフロー・調査方法を決定する基準・調査結果に基づく設計手法の決定方法
 - (4.2) 代表的な地質・気候等の性質、対策工の実施における留意点
 - (4.3) 主な対策工の概要一覧表（各対策工の特徴、選定方法、概算施工費用等）
 - (4.4) 対策施設の点検・維持管理手法等
 - (5) 施工管理/監理手法
 - (5.1) 管理/監理のフロー・各方法を決定する基準・管理結果の判断基準
 - (5.2) 各工種における管理/監理の方法・頻度
 - (6) 4章(1)～(5)の調査結果と3章で調査した本邦における特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策技術との比較
 - (7) 各国の特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策を司る組織の概要
 - (8) 日本以外の技術指針により施工された実際の現場の調査・設計指針及び施工管理/監理指針
 - (9) 日本のODAで実施した対策工の、維持管理の実態（技術力、頻度、予算等）
6. 1章から5章の内容を踏まえた今後のODA事業における特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策の調査・設計指針
- (1) 調査方法（手順、地質、地下水、気象等）
 - (2) 設計方法（手順、地盤改良、補強土、仮設構造物等）
 - (3) 特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策の施工計画・積算方法
7. 今後のODA事業における特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策の施工管理/監理指針
- (1) コンサルタントによる特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策施工監理
 - (2) 施工業者による特殊土壌対策及びローカルの自然地盤材料の補強対策施工管理
8. JICAの業務指示書への提言
9. 今後の案件形成への助言
- (1) 日本の「質の高いインフラ輸出」に寄与する技術
 - (2) 途上国の状況に合わせた本邦技術の展開方法

以上

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	調査対象国の選定	第5条 調査内容 (5) 開発途上国における特殊土壌対策の調査
2	「地盤改良にかかる本邦関係企業やメーカーの海外展開の実績について情報収集」の手法や範囲について	第5条 調査内容 (2) 本邦における地盤改良技術のとりまとめ 2) 地盤改良工法及び地盤改良材の海外展開
3	地盤改良に関するこれまでの知見や経験、実績	第5条 調査内容 (2) 本邦における地盤改良技術のとりまとめ 3) 地盤改良の計画、調査設計手法
4	専門家の候補者名や会合参加者の選定方法	第5条 調査内容 (12) 専門家(有識者)会合の開催と意見の反映

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：特殊土壌対策(地盤改良・補強土等)に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：全世界
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2024年2月より業務を開始し、2025年4月末に成果品（ファイナルレポート）を作成・提出する。

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約 20.90 人月

（うち、リベリアでの現地人月は 1.25 人月を想定）

2) 渡航回数 の目途 全 15 回

アフリカ 5 カ国延 150 日間、中央アジア 2 カ国延 28 日間、東南アジア 3 カ国延 105 日間、大洋州 2 カ国延 28 日間で想定しています。

なお、上記は目途であり、想定渡航回数・日数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

国内及び現地再委託を想定しておりません。

（4）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- JICA 事業における代表的な特殊土壌遭遇例

既に判明している特殊土壌遭遇例を本業務の参考資料とする。

2) 公開資料

- 道路舗装に関連する資料
 - ・ 2013年「アフリカ(エチオピア、ガーナ、タンザニア) 資金協力事業による道路整備計画のあり方(基礎研究) 報告書」
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013606.html>
 - ・ 2015年「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査(プロジェクト研究)」
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020507.html>
 - ・ 2016年「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査(基礎研究) 報告書」
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031374.html>
 - ・ 2016年「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査(基礎研究) 報告書：別冊 無償資金協力事業の舗装施工監理/管理ハンドブック(案)」
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031375.html>
- 斜面对策に関連する資料
 - ・ 2022年「全世界道路防災のための斜面对策事業の基礎研究(プロジェクト研究) 報告書」
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12380556.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置 (* ↔ *)	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA事務所や大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のため

めの関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地渡航時には外務省海外旅行登録である「たびレジ」へ登録、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。加えて、現地作業中における安全管理体制を技術提案書に記載すること。

2) リベリア渡航の場合の留意点

①事前準備

- ・業務渡航は1週間前、一般渡航は2週間前までに国内移動届を JICA ガーナ事務所及びリベリアフィールドオフィスに提出する（モンセラード州外渡航時）。なお、本件ではモンセラード州内への渡航を想定。

②行動規範

- ・午後11時から午前6時は外出禁止。
- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）への訪問を最小限とする（ナイトクラブは立ち入り禁止）。
- ・日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しない。
- ・「テロ対策マニュアル」の遵守等。

<安全な宿舎の手配>

- ・安全対策の手引きに記載のある宿泊施設または国際機関が常用している宿泊施設に滞在する。

<通信手段>

- ・携帯電話を携行し、車両移動時はドライバーも通話可能な携帯電話を所持させる。

<移動手段>

- ・異同は基本的に車両を利用し、徒歩移動は極力控える。
- ・自分で運転せず、借り上げ車両または信用できる運転手のタクシーを利用する。

<その他>

- ・車両の燃料は常に1/2以上であることを確認する。
- ・JICA ガーナ事務所が作成する健康管理に関するマニュアルを一読する。
- ・安全対策クランクからの治安情報を事前に入手しておく。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月版)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、渡航先により「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください（該当国の現地人月分のみ適用を想定）。

(2) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

68,712,000円（税抜）

なお、定額計上分 20,096,000 円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（4）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（5）定額計上について

定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

【記載例】

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地調査に係る旅	「第2章 特記仕様書案	19,256,000円	現地調査	旅費（航空賃、その他）、一般

	費	第5条. 業務の内容(5) 開発途上国における特殊土壌等対策の調査			業務費(特殊傭人、車両関連費、雑費)
2	専門家会合	「第2章 特記仕様書案第5条. 業務の内容(12) 専門家(有識者)会合の開催と意見の反映」	240,000円	専門家意見交換会の謝金及び移動費用	国内業務費(本邦招へい等)
3	現地調査		600,000円	資料翻訳	一般業務費(資料翻訳)

(6) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(7) 旅費(航空賃)について

航空賃については、プロポーザルで提案のあった国と本邦の効率的、経済的なルート(キャリア)を選定し計上してください。なお、定額として12カ国を想定(タンザニア、リベリア、エチオピア、ギニア、ガーナ、カンボジア、ラオス、インドネシア、マーシャル諸島、ソロモン諸島、タジキスタン、キルギス)し計上していますが、これ以外を排除するものではありません。

また、全渡航回数は15回を想定していますが、全渡航回数(各業務従事者の渡航回数)は競争参加者が提案してください。

(8) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)
- 2) 上記1) に記載がない国については以下サイトのレートを使用してください。
 - <https://www1.oanda.com/lang/ja/currency/converter/>

(10) その他留意事項

該当なし

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	55	
(2) 作業計画等	15	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)